

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 目的

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿追町地域防災計画（以下「計画」という）第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、鹿追町災害対策本部条例及び第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等職員の参集計画については第3章第2節の4の(2)「非常配備に関する基準」に定めるところによる。

(2) 地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達における役割は第5章第1節の1「気象情報等の伝達計画」に定めるところによる。

イ 地震による被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している伝達網が寸断されることを考慮し、第5章第1節3「災害情報等の報告、収集及び伝達」により行うものとする。

ウ 通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、計画第5章第1節2(2)イ「非常電話又は緊急通話による連絡」に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

以下町防災計画に定めるところによる。

ア 救助・救急：第5章第5節「救助・救出計画」

イ 消 火：第4章第8節「消防計画」

ウ 医 療：第5章第14節「医療救護計画」

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市（町村）との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を十勝総合振興局を經由して知事に対して、供給要請する。

(6) 輸送活動

第5章第8節「輸送計画」の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

第5章第14節「医療救護計画」・第15節「防疫計画」の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすること

ができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況は十勝総合振興局を經由して知事に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第5章第29節「広域応援計画」に定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

1 避難対策等

(1) 地震発生時において、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難の勧告又は指示を適切かつ円滑に実施する。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物は、第5章第4節4(2)別表2「収容避難所一覧表」に定めるところによる。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 町は、避難場所を開設した場合は、第5章第4節「避難対策計画」に基づき当該避難場に必要の設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 地震が発生した場合、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(6) あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については第4章第11節6「外国人に対する対策」により周知を図るものとする。

(7) 避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 避難者に対する救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

2 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、地震からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 地震等の情報の的確な収集・伝達
- イ 地震からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の地震避難計画作成等に対する指導
- エ 救助・救急等

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第4章第8節「消防計画」に定めるところによる。

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため第5章第11節1項「水道施設」による処置を講ずるものとする。

(2) 電気

ア 電気事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社新得営業所及び電源開発株式会社北海道支社は、第5章第13節2項「電力施設」の措置を講ずるものとする。

(3) ガス

ア ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のために第5章第13節3(2)イ(カ)「火災、中毒事故防止」に関する広報を実施するものとする。

イ ガス業者は、第5章第13節3(2)ウ「災害発生時の対策」による措置を講ずるものとする。

(4) 通信

北海道地域防災計画第5章第1節第2「災害通信計画」の定めによる。

(5) 放送

北海道地域防災計画第5章第1節第2「災害通信計画」の定めによる。

4 交通対策

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

5 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては
 - a 学校等が、本町の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者はアの(ア)又はアの(イ)に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備

町、その他防災関係機関は第3節1に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

5 自動車運転者に対する教育・広報

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。